**平成２２年（フ）第１７７号**
川崎市宮前区菅生１丁目１番８―306号シャトレー菅生
債務者　小渡　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１７９号**
川崎市幸区塚越３丁目389番地１　カサベルデ201
債務者　橘内　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５０６２号**
東京都八王子市南大沢２丁目206―１―307
債務者　金澤　信一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０７２号**
東京都足立区柳原１丁目37―９
債務者　茂木　純子（旧姓新津）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０７７号**
東京都世田谷区上馬４丁目17―８―２―204
債務者　落合　　純
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０８５号**
東京都板橋区成増４丁目16―５―110
債務者　高瀬　和宏
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０９１号**
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目11―７
債務者　林　　将樹
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０９３号**
東京都品川区大井５丁目１―30―302
債務者　福原　香代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０９４号**
東京都北区志茂５丁目31―２
債務者　米沢　満穂
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０９５号**
東京都町田市本町田2379―６―112
債務者　米沢　妙光
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１７６号**
東京都荒川区東日暮里５丁目37―２
債務者　松田　泰斗
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１８３号**
東京都練馬区富士見台３丁目22―12―102
債務者　寅丸　悦子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１８４号**
埼玉県朝霞市幸町３丁目９―４―201
債務者　高野　澄子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１８８号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区帷子町１丁目19―302
債務者　伊賀　和之
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１９９号**
東京都足立区江北２丁目22―１―808
債務者　荷見　光子（旧姓東司）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５２５２号**
東京都世田谷区上馬４丁目39―４―106
債務者　藤　　和彦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部